

統計委員会基本計画部会第2ワーキンググループ会合（タスクフォース） 議事概要

1 日時：平成25年7月31日（水）14:00～15:55

2 場所：中央合同庁舎第4号館4階 共用第4特別会議室

3 出席者

【委員】

白波瀬委員（座長代理）、北村委員、廣松委員

【府省・地方公共団体等】

総務省統計局、財務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、
日本銀行、愛知県

【事務局】

内閣府統計委員会担当室：村上室長、清水参事官、廣瀬調査官、ほか
総務省政策統括官（統計基準担当）付：山田統計審査官、池田統計審査官、
澤村企画官、ほか

4 議事次第

- (1) 従業上の地位について
- (2) その他

5 議事概要

(1) 従業上の地位について

(ア) 政府統計における「従業上の地位」の扱いについて、総務省政策統括官室から資料1に基づき説明が行われた。

(イ) 公的統計における労働者の区分等の在り方について、厚生労働省から資料2に基づき説明が行われた。

(ウ) 「従業上の地位」の用語の現状と検討の方向について、総務省統計局から資料3に基づき説明が行われた。

(ア)～(ウ)の説明後、審議が行われた。主な質疑、意見は次のとおり。

- ・ 資料2の厚生労働省の新しい区分（改正案）では、呼称は表章しないとする提案なのか。
- 今回の整理は、基本的に「労働者」の区分を事業所系の調査を中心に整理したものであり、世帯系で多い呼称について変更までを求めるものではない。世帯調査の枠組みの中では呼称での整合性は図られていると考えられるが、図られていな

ければ、その中で整理し、その後、事業所調査と世帯調査の整合性についても、整理できるものがあれば整理していくことが考えられる。

- ・ 資料2の新しい区分（改正案）における、日々又は1か月以内の期間を定めて雇われている者で調査日前の2か月のそれぞれ18日以上雇用されている者（以下、「前2ヶ月18日以上雇用されている者」という。）について、厚生労働省の政策部局から問題点として何か指摘されたことはないのか。
- 政策部局からは、資料2の（参考）、新しい区分（別案）であれば、特に問題はないが、「前2ヶ月18日以上雇用されている者」は該当者がどれくらいの割合で存在するのか不明なため、新しい区分（改正案）では、労災保険の算定の日数や雇用保険の給付額などに影響がある可能性があるので軽々には判断できないとの慎重論もあった。
- ・ 分かり易く整理されたと思う。「前2ヶ月18日以上雇用されている者」に関しては、労働統計において、長年これを含めた形で定義してきており、経済統計（工業統計、商業統計等）においても労働統計の定義にならって定義を変えた経緯があると記憶している。
- 特に経済センサスはこの区分を「常用雇用者」として組み込んでいる。これらのことを考えると、今あえて定義を新しい区分（改正案）のように変更するのであれば、変更理由を明確にする必要がある。
- また、統計毎に目的や過去の経緯があることから、定義・用語を急に変更するとユーザーが混乱することも想定されることから、どこまで統一すべきかについては、第2ワーキンググループ及び基本計画部会で検討すべきと考える。
- ・ 各統計では、基本的にILO基準におおよそ合致しているとのことだが、調査目的や政策目的、施策の概念でそれ以上に細分化されているものと理解している。余り細分化しない方が統計の継続の観点から様々な状況変化に対応しやすく、ILO基準の3つの区分、「雇用者」、「自営業主」、「家族従業者」でおおまかに把握すれば良いという考え方もある。この課題は先送りをして仕方がないので、期限を設けて調整できる部分は調整し、早い時期に統一見解を出す必要がある。
 - ・ 「前2ヶ月18日以上雇用されている者」の区分の変更については、母集団統計である経済センサスやビジネスレジスターでの取扱、既存経済統計との接続、時系列での比較に影響が生ずると考えられることから、変更に伴う影響の把握方法や、記入者負担等の増加の有無を含め、慎重かつ十分な検討が必要と考える。
 - ・ 「前2ヶ月18日以上雇用されている者」の具体的割合はどこかで把握できているのか。
- 現段階では、把握できていないので、定義を変更する際には、試験的な調査などで把握の必要があると考える。
- ・ 調査対象である企業側では、「前2ヶ月18日以上雇用されている者」を分けようとするれば分けられるものなのか。

- ・ 小規模事業所では区別できると思うが、大きい事業所では把握できない場合もあるのではないかと。例えば、毎月勤労統計調査では、毎月の報告の内容が企業の会計ソフトなどで常用労働者の定義に対応した形で作成され、その結果が報告されているものもあり、そのようなケースでは、「前2ヶ月18日以上雇用されている者」と雇用労働者を区別することに対応できるものなのか、改修費用、時間等がどの程度かかるものなのか検証する必要がある。なお、雇用保険の業務統計では、その割合は把握できない。
 - ・ 経済統計を所管している経済産業省としては、資料2の新しい区分が改正案であるか別案であるかによって影響の度合いは異なるが、既存の統計との接続と時系列比較への影響は否めない。ビジネスレジスターや個別のシステムでの変更等が必要となってくる。また、変更するとなると、システム改修に係る予算措置が必要であり、記入者負担の増加の点からも慎重かつ十分な検討が必要である。なお、定義、用語の変更も含め、府省横断的な検討・整理は必要であると考えている。
 - ・ 「前2ヶ月18日以上雇用されている者」の扱いが焦点となっているが、これに該当する者はそれほど多くはないのではないかと。この区分を、「日々・短期間雇用労働者」に含めるべきかどうかは、この区分に該当する者が政策的に焦点を当てるべき対象なのかどうか、また、統計的に把握する必要があるかどうかの判断による。
 - ・ 資料2の新しい区分について、3つの点を確認、整理したい。①非正規雇用の的確な把握の観点では、雇用契約期間だけではなく、所定労働時間の長短による区分、直接・間接による3つの視点が示されているが、今回の整理では、雇用契約期間だけの整理になっているのか。②日々・短期雇用労働者の区分である1か月の根拠は何か。③「前2ヶ月18日以上雇用されている者」については、通常、事業者へのヒアリングを行うなどによって問題点の洗い出しを行い、その上で提案頂けると各府省で考えやすい。この取扱いは、厚生労働省の中で整理をして提案した方が効率的ではないかと。
- ①非正規雇用の的確な把握の観点については、基本的な考え方として（i）雇用契約期間の区分だけではなく、（ii）労働時間による区分と（iii）直接雇用か間接雇用かの基本はこの3つの視点をクロスして採ることになる。但し、個々の統計で調査目的や記入者負担などを加味して、それぞれで検討することとなる。②1か月の根拠は、労働力調査等の既存の統計が1か月を区分しているため、接続性を考慮している。しかし、厳密に言えば、1か月以内と1か月未満の違いはある。③「前2ヶ月18日以上雇用されている者」の取扱いについては、影響分析ができていないことについてはお詫びとともに厚生労働省としては引き続き対応するが、厚生労働省の検討結果を待って、他府省が検討を開始するような方法では時間がかかりすぎるので、それぞれの統計調査にどれくらい影響があるかは、府省横断的に考えて頂くとともに、全体からの割合がどれくらいあるかの把握につい

ては、試験調査を行って頂くなど協力して頂く部分もあると考える。

- 補足すると「前2ヶ月18日以上雇用されている者」はそれほど多くはないと考えられるので、厚生労働省でサンプル調査や試験調査を行ったとしても、どれだけ正確に評価できるのか難しいと考えている。
 - ・ これまでと異なる論点であるが、労働力調査の「臨時雇」と経済センサスの「臨時雇用者」の定義が異なっていることや、労働力調査の「雇有業主」と「雇無業主」の用語が分かりにくいことも問題ではないか。また、「雇用者」と「労働者」についても用語を整理した方がよいのではないか。今回資料2で示された新しい区分では、「雇用労働者」としており重複感はあるが明確になっている。
 - ・ 労働者と雇用者という二つの用語を整理し、一つに統一することに伴いどのような問題があると考えられるのか。
 - 労働力調査は、世帯調査であり、世帯員が調査票に記入するため、基本的に「常雇」、「臨時雇」、「日雇」という聞き方をしており、「労働者」という用語は用いていないので、「雇用者」を「労働者」に変更することはかなり議論をする必要があるだろうと考える。
 - 今回の整理では、用語の整理よりもまず、定義の整理を優先して検討し、「厚生労働省所管」の統計について検討すべきとされたので、このような報告となったが、総務省統計局の労働力調査と厚生労働省の事業所調査について、可能な範囲で改善すべき点は話し合っていくことが必要だと考えている。
 - ・ 先ほども申し上げたが、あまり細分化することで反って混乱しており、それが意味あるものかわからなくなっている。労働統計全体の調査では大枠を把握し、詳細なカテゴリーを把握する場合は、それぞれの目的に応じた調査を特化して行えば良い。
 - 例えば、大きな枠組みにおいては用語等統一した統計調査を実施し、個別政策に関わる詳細な調査は小回りの利く統計調査の枠組みで実施するという考えか。
 - そういう考え方もある。
 - ・ 調査を実施している立場から言うと、調査を受ける側から用語がそれぞれ違うと意味がわかりにくいとの批判も受けている。一方で、行政はある特定の目的のため必要な事項を把握しており、その目的のため定義・用語が分かれているものと理解している。利用者の立場から言えば、一般の市民の方が使う統計結果では必要ないが、学者の方々からは、定義・用語に関しては統一されていれば良いとの考えもある。また、定義・用語の変更はシステム改修が必要となる。
- 統計調査の必要項目、表章の項目はそれぞれ必要に応じて分かれてくるものであり、無理に詳細な分類まで統一しなくてもよいのではないか。
- ・ 第4回の第2ワーキンググループの中で、安部委員から指摘されていた、パートタイム労働者総合実態調査の数値をみると、雇用期間の定めのない「パート」がかなりいるとの結果が出ており、雇用期間の定めのない「パート」が常用労働者

と整理されてしまう。このようなことについて、所定外時間での把握や呼称との関係についてどう整理しているのか。

- 厚生労働省では統計調査によって、呼称で言う「パート」と、パートタイム労働法による、所定労働時間の長短で決められている「パート」がある。それぞれ使い分けているものと、両方を使っているものがある。毎月勤労統計調査のように、事業所系の調査は基本的には、所定労働時間の長短で判断しているが、パートタイム労働者総合実態調査では呼称でも把握している。
- 今後は呼称によるものなのか、労働時間によるものであれば「短時間労働者」として明確にしていきたい。安部委員からの指摘を突き詰めて考えると、雇用期間の定めがなくフルタイムの中にも正規でない人がいるのではないかと、それをどう把握するのかという指摘と理解している。基本は、今回の資料2の3つのクロス（雇用契約期間による区分、所定労働時間による区分、直接・間接による区分）で把握するが、特定のテーマに焦点を当てた調査においては、目的に応じて「呼称」を調査項目にプラスするなどして把握していけば良いと考えている。
- ・ 用語については、統計上の用語という前に、労働基準法や雇用保険法などの法律によって使い分けられている。法に基づき該当する者を統計として把握する際には、法に基づいた用語を使わざるを得ない。そのような場合には、個々の調査票にその旨を明記するなど、調査対象者が理解できるような工夫が必要。

また、正規・非正規雇用の定義も明確ではなく、どの区分を採用して正規雇用とするのか、いろいろな考え方がありうる。フリーター・ニートの定義についても、同様の議論があり、明確な定義は曖昧なままである。正規雇用、非正規雇用とは何かを詰めないと議論が発散してしまう恐れがある。
- ・ 雇用契約期間の区分の整理については理解したが、正規・非正規の議論の際には、どちらに入るのか不明で取り残してしまう可能性がある。したがって、まず、全体像を把握して取り残しが無い分類にすることが第一である。

また、正規・非正規の定義に関し、統計は連続性が求められるものであり、定義が容易に動くことはあってはならない。また、政策的な議論を進める上でも、従業上の地位の見取り図を作成するなど全体像を整理して議論すべきである。
- ・ 網羅的なカテゴリーを作ろうとすると「その他」カテゴリーに入るものが必ずでてくる。基準に沿わないカテゴリーについては、府省横断的に行う整理の中では、枠外として特別に扱うという考え方もある。いずれにしても、すべての統計調査が上位概念を共有して、個別調査で使用するカテゴリーと上位概念との関係を明確にし、その関係図をウェブ等で公開することを義務化するというのはどうだろうか。正規・非正規区分と従業上の地位とは区別して整理するという手もある。
- 正規・非正規については、きちんとした定義があれば、統計で用いたいというのは、個人的に同感であるが、現状では、法律に定義づけおらず、定まっていないものであり、その判断基準も複数あり当省の研究会でも基本となる3つの視

点のほかに、勤続年数に応じた処遇の有無や勤務地限定有無等様々な視点が挙げられているが、今回の整理としては、汎用性の面からも、客観的にとれる主な3つの視点での対応としたところである。

- ・ 労働力調査の改正審議の際、世帯調査では正規・非正規の区分を呼称以外での把握が難しいことから、勤め先における呼称での対応となった。労働力調査では、この呼称による詳細な区分のほかに、調査の期日を最終日とする7日間（月末1週間）の週間就業時間や、今後の検討事項である雇用契約期間など、これらの多様な区分でその実態を結果として提供していきたいと考えている。
- ・ 先ほどの繰り返しとなるが、厚生労働省としては、必要な検討は行っていくが、実態把握については、関係府省の協力を願いたい。また、各府省で話し合える枠組みをご用意願いたい。

- ◎ 今回の資料2の厚生労働省の提案については、母集団統計における労働者の区分の整理、「労働者」の区分の変更に伴う統計の接続・時系列への影響などが大きいことから、委員及び関係者のご意見を踏まえ、8月26日(月)のワーキンググループ会合（第5回）における報告内容を改めて整理し、メール等で照会させて頂く。府省横断的に議論すべき重要なテーマなので、関係府省はご協力をお願いしたい。

(2) その他

- ・ 次回の第5回会合は8月26日（月）16時30分から開催することとなった。

以上

<文責 内閣府大臣官房統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり>